

条例第5条第5号「実施機関が行う事務事業に直接利害関係を有するもの」の
 解釈（案）

1、「実施機関が行う事務事業に直接利害関係を有するもの」の主な該当例

該当例	具体例
<p>ア、実施機関が行った処分により、自己の権利利益に直接影響を受け、又は受けるおそれがあると認められるとき</p>	<p>①市内に事業所は持たないが土地を所有する市外事業者が、固定資産税の滞納により市の滞納処分（土地の差し押さえ）を受けた場合に、当該滞納処分に係る文書の公開を求めるとき</p> <p>②市内には事業所を持たず市外に事業所を持つ介護保険サービス事業者が、東村山市民が当該事業所を利用するための指定申請を東村山市に提出し、許可若しくは却下の決定を受けた場合に、その決定に係る文書の公開を求めるとき</p>
<p>イ、市の施設（指定管理施設を含む）の利用者が、当該施設の利用に関して自己の権利利益に直接影響を受け、又は受けるおそれがあると認められるとき。</p>	<p>①市の施設の利用者（市外在住者）が、地震発生により倒壊した施設内設備により負傷し、当該設備の耐震対策に係る文書の公開を求めるとき</p> <p>②市立公民館の集会室利用を申し込んだ市外の団体が、営利目的での利用と判断され利用を却下された場合に、教育委員会に対して当該却下決定に係る文書の公開を求めるとき</p>

<p>ウ、市内に土地又は建物を所有しているものであって、市の都市計画、施設建設、道路工事等によってその土地又は建物に直接影響を受け、又は受けるおそれがあると認められるとき。</p>	<p>①市の道路整備事業により所有する土地の売買を求められた土地所有者（市外事業者）が、当該道路整備事業に係る文書の公開を求めるとき。</p>
--	---

2、利害関係者に該当しない例

- ① 市の契約事務における入札、プロポーザル方式による契約相手の選考、指定管理者の選考等で落選した市外事業者が、当該選考に係る文書の公開を求めるとき。
- ② ふるさと納税制度で市に寄付金を出された市外在住者が、自分の選択した寄付金使用用途の事業に係る文書の公開を求めるとき。
- ③ 市と過去に契約締結していた市外事業者が、契約終了後の次年度以降の同契約（別事業者が契約締結しているもの）に係る文書の公開を求めるとき。

3、「利害関係者」を請求権者に含める自治体

多摩26市中9市が、請求権者の範囲を「何人」ではなく「広義の市民（在住・在勤・在学者及び市内法人等）」と定め、次の①②のいずれかを含めています。「利害関係者」を請求権者に含めるのは、当市を含め4市です。

- ①公開を求める理由明記で請求権を認める・・・八王子、福生、東大和、清瀬、府中
- ②利害関係人に請求権を認める・・・あきる野、西東京、調布、東村山